

## 1. 自治体間応援・受援の水平連携体制の強化

### 1) 東日本大震災における応援・受援の経験

#### ○カウンターパート方式支援

- ・兵庫県・徳島県・鳥取県⇔宮城県、大阪府・和歌山県⇔岩手県、京都府・滋賀県⇔福島県
- ・市町間：神戸市⇔仙台市、姫路市⇔石巻市、尼崎市⇔気仙沼市、西宮市⇔南三陸町など
- ・職能団体や地域団体・NPO、企業なども、カウンターパートへの継続的支援

#### ○現地支援本部の設置 統括責任者とロジをおく

#### ○県が県内市町職員をコーディネートし、県職員と市町職員のチームで応援に入る

#### ○後方支援拠点 遠野市、登米市、山形市、郡山市等 など

- ★・初動は、自己完結型派遣 ・職員震災バンクで、予め初動順位を決めておく
- ・派遣職員と残った職場メンバー双方のバックアップ ・短期のみでなく、中長期派遣のキーマンをおき、交代は半数ずつ ・ロジの物資補給基地を被災近県に 等

### 2) 災害時の被災自治体の仕事と、直面する課題の経験

#### ○救命救急、現地の情報収集、ご遺体への対応、避難所運営・仮設トイレ・公衆衛生関連、救援物資調達・保管・配送・配布、被災者の健康支援や相談・情報提供

#### ○家屋被害認定、罹災証明発行、応急仮設住宅、義援金配分、生活再建支援金申請、健康保険証等再発行、住民税減免・雑損控除等特例措置・固定資産税実態調査等

#### ○がれき処理（解体、仮置き場、処理）、災害査定、復興計画策定、住民との意見交換を重ねながら復興まちづくりへ、恒久住宅への移行支援、広域避難者への支援等

#### ○臨時職員の雇用によるベテラン職員の現場派遣、応援職員の派遣要請 など

- ★・職員の被災や幹部の不在 ・職員が地域の役員でもあるため、住民と一緒に避難した避難所運営で出勤できず ・がれき担当課がご遺体への対応も所管、窓口に殺到の保護課が避難所運営も所管、等業務の集中 ・職員も災害業務は未経験者多い（避難所は土足にしない、しきり、授乳・着替え室、栄養の確保、福祉避難所せめて福祉避難室の確保、女性リーダーの必置等） ・受援責任者の必要 等

### 3) 経験を共有し、対策を学ぶための継続的自治体職員研修とネットワークづくり

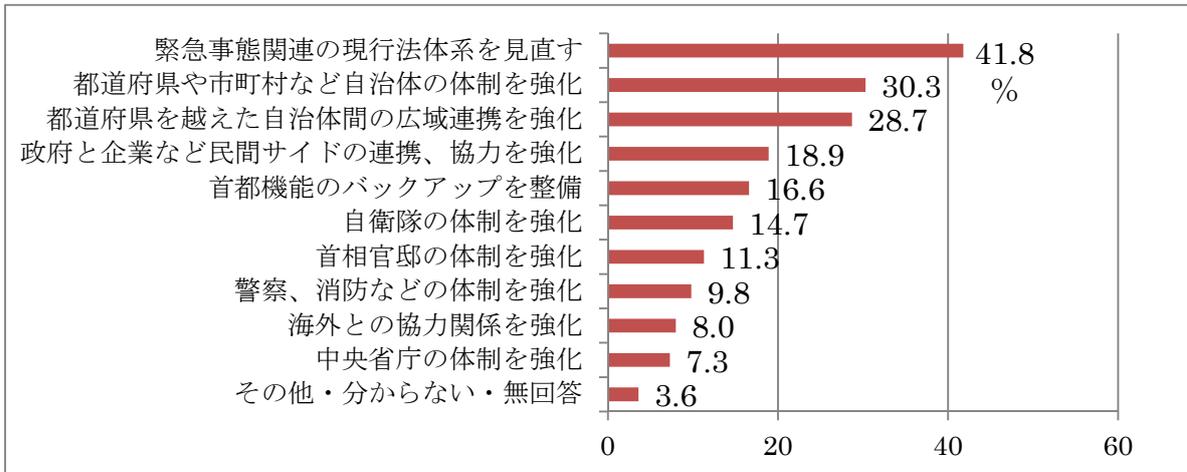
#### ○大規模災害経験職員、応援経験職員等によるネットワーク

- ・経験職員の知恵とノウハウの結集と伝承 ・face to face の関係づくり

#### ○職員の実務的研修を広域的・継続的に行う、参画型プログラムの充実・強化

#### ○災害時実務処理を迅速に行うための様式の標準化、手続きの合理化

- 平時からの、被災者情報一元管理システム（西宮市方式）の普及など



【日本世論調査会「外交、危機管理に関する全国世論調査」2012.6月

「今後、危機管理体制の強化で何に取り組みばよいと思うか」（2つまで回答）

## 2. 民間と行政の平時からの協働のしくみと、継続的エンパワメント

### 1) ふだんからの協働・情報共有のしくみづくりと防災・減災学習の蓄積

地域団体・NPO、企業・店舗・職域団体、職能団体、大学、幼稚園・保育所・学校、行政等

○公民館等社会教育・生涯学習施設や男女共同参画センターの活用など

○女性・若者などを含む避難所運営委員会や、要援護者避難シミュレーションなど

### 2) 企業・業界団体と行政の連携促進

○倉庫業者・宅配業者（救援物資集積・配送）、コンビニ（帰宅困難者）、不動産業者（避難所、仮設住宅の提供）等

### 3) ボランティア・コーディネートの拠点と、コーディネーター

○被災している地元社会福祉協議会のみで負担せず、被災地外の社会福祉協議会ボランティア・コーディネーターや外部からの中間支援NPO等との積極的連携

### 4) 復興へ向けての場としくみ

○被災者支援・復興に取り組む団体やNPO、被災者リーダー、行政職員等が常集い、議論し、人間関係を結ぶ場（スペース）づくり

○「被災者復興支援会議」（阪神・淡路大震災時）のような第三者機関による、現場へ出向いての被災者のニーズ把握や提言のしくみ

### 3. 「減災」と「復興」の明確な位置づけ

#### 1) 「復興」制度の法定化

○阪神・淡路大震災やその後の災害の経験から、災害ごとに対応方策の立ち上がりに多くの労力と時間を費やすのではなく、災害への備えとして予め復興の基本的枠組み（復興の概念定義、国・地方自治体の復興組織、復興委員会、復興計画、復興基金や復興交付金等財源など）を復興基本法として制度化

#### 2) 「減災」理念の法定化

○「人命が失われないことを最重視し、ハード・ソフトの様々な対策を組み合わせることで実施することにより、災害時の被害を最小化する」（中間報告）とともに、災害後の被害も最小化するために、災害対策基本法や上記復興基本法等に理念を導入

#### 3) 自助・共助・公助による減災活動

○自助（住宅耐震化、家具固定、避難ルートの確認等）、共助（近隣による救助、避難支援、災害ボランティア等）、公助（防潮堤等ハード整備、自助・共助の基盤支援等）の役割明示と、ふだんからの協働の減災活動について、災害対策基本法等に明記

○公助としての被災者生活再建支援法に加え、共助としての全国的住宅再建共済制度の創設

（例）兵庫県住宅再建共済制度（2005年） 加入世帯 152,481 世帯（2012.5月末）

### 4. 法制度の整備

#### 1) 今国会で成立した改正災害対策基本法に盛り込まれなかった事項の早期法制化

○都道府県知事による市町村長の災害対応業務の代行を広く可能とすること  
○被災自治体の幹部不在等被災直後において、応援職員の指揮権を派遣元自治体等が代替するしくみ

○「広域一時滞在」（広域避難）における自主避難者の取り扱いの明確化 など

#### 2) 災害救助法・被災者生活再建支援法の改正

○半壊世帯に対する支援の統合

災害救助法の「応急修理」を廃止し、「半壊」世帯を被災者生活再建支援法の支援対象とすることの検討

○大規模災害時の救助費用の全額国庫負担と、国への直接求償

国が指定する広域大規模災害について、救助費用の全額国庫負担。支援した都道府県は、被災県に対してでなく、国に直接求償できるようにする。

### 3) 災害弔慰金法の改正

#### ○災害援護資金について

- ・災害援護資金貸付金未償還金の国への貸付原資の償還は、借受人から償還された場合に限定
- ・東日本大震災における償還免除要件の緩和や、利息・保証人に関する特例措置の恒久制度化

#### ○災害障害見舞金の支給対象となる障害程度（現行：労災 1 級程度に限定）の範囲の拡大

#### ○災害弔慰金や災害障害見舞金における、「主たる生計維持者」とそうでない者の支給額のちがいについて、男女共同参画の視点からの検討

### 4) 家屋被害認定から支援までの手続きの法制化

#### ○家屋被害認定体制の整備 兵庫県「家屋被害認定士」のような制度普及

#### ○罹災証明書の法定化

#### ○被災者台帳の法的位置づけの明確化

#### ○住基ネット情報、要援護者情報等の扱いについて、個人情報保護法・個人情報保護条例との関係の整理、明確化

### 5) 中長期派遣職員の調整機能、および経費の国負担の制度化

復旧・復興期において必要となる職員の中長期派遣については、現在、被災自治体が他自治体に対し、直接、または国、全国知事会等を通して派遣要請

#### ○被災地のニーズを把握し、派遣する場合の職種、人数、期間、必要性等を調整するシステムの充実

#### ○地方自治法に基づく職員派遣については、被災自治体に特別交付税により財政措置されているが、大規模災害の場合に経費を 100%補填する財政措置を恒久制度化